

**意見＝「3つの解放 3つの衡平」で国民が理解し支持できる刑事司法に**

**「3つの解放」**

**「Kからの解放（市民を）」**

刑事手続に放り込まれた自分を想像すると、それはカフカの描くヨーゼフ・Kの姿に重なる。「訴訟手続が一般に知らされていないだけでなく、被告にも秘密にされている」審判によって「犬のように」処刑され「恥辱だけがいきのびる」。法律自体の難解に加え条文と実際の運用がかけ離れた刑事司法は、市民からすれば、公開されてはいても不文律によって行われる秘儀である。そんな刑事司法のまま国民に理解、支持を求め、現にその営みに参加させているのはカフカ的不条理だ。

**「お白州からの解放（取調べられる者を）」**

捜査機関、刑事法廷を取材するたび、町奉行・吟味方の残香（残滓か）を感じた。「犯罪（犯人ではない）必罰が治安の要諦」「神妙にお調べお裁きを受けろ」の臭いが漂うのだ。「お白州」に被疑者・被告人を置いたままでいて、何の新時代だろう。明治初年の刑事裁判に材をとった世話物歌舞伎には民尾論、糺直道、白部明らの司法官が登場し「民の邪正を糺す」が、当時議論されていた拷問廃止に反対する言説と現今の可視化反対論が瓜二つであるのには驚きと共に落胆を禁じえない。

**「全き真相解明からの解放（刑事司法を）」**

一般国民は刑訴法1条から「全き真相解明」（関与者の主観を含めた過去の出来事の現前）という不可能事を刑事司法に期待する（期待の形成にはマスコミにも責任がある）。「真相解明」が強迫観念となって被疑者・被告人の自白を中心とする供述調書に偏重した捜査・公判になり、ややもすると「真相解明のため」に藉口して無理な調べ、自白の強要を正当化する傾きも生じる。司法の場での真相解明の意味を闡明し、国民に刑事司法の役割と限界を了解してもらわなければならない。

**「3つの衡平」（裁判員制度との整合度によって衡平度を量る）**

**「条文と運用の衡平」**

およそ市民が支持しがたい「人質司法」「調書裁判」は条文と運用の乖離から生じた。条文と運用が衡平しなければ、国民に理解できる刑事司法にもならない。実務家の便宜のために条文とかけ離れた運用になり「甚だしきは原則と例外が逆転した」と実務家が自認するのは実に奇怪な光景だ。

**「Xと新捜査手法の衡平」**

Xは「訴追側の武器を奪う措置」でなければならない。取調べの可視化は、供述調書の真正を保証し調書の証拠価値を高める働きがあるので、このXにはなり得ない。調書の証拠能力を極力減殺する措置ならばXになり得るし、捜査を取調べから新捜査手法の方へ誘導する効果も期待できる。

**「当事者の武器の衡平」**

罰則の威嚇で国民に裁判員の任務を負わせておいて、法廷で当事者が十分な攻防を尽くさないのでは、法曹三者は無責任かつ不誠実の誹りを免れない。被疑者段階からの弁護を拡充し、証拠開示を徹底する一方で「被告人のウソを破る牙」を法廷に与え、裁判員を迎える場をきれいに整備したい。

## 具体的課題

### 「Kからの解放」のため

- \* 読んで分る構成、条文に
- \* 大原則（罪刑法定、無罪推定、疑わしきは被告人の利益に、身柄拘束の条件など）の明文化

### 「お白州からの解放」のため

- \* 取調べの適正を確保する措置（弁護士の取調べ立合い、全面可視化など）
- \* 起訴前保釈制度の新設など身柄拘束の限定化
- \* 先端技術や心理学の知見を活かした証拠収集（取調べを含む）の「科学化」

### 「全き真相解明からの解放」のため

- \* 刑訴法1条の「事案の真相を明らかにし」を削除または文言改定
- \* 有罪答弁制度の導入
- \* 刑法の客観化（そのために必要なら推定規定の導入）

### 「条文と運用実態の衡平」のため

- \* 身柄拘束を認める要件を厳格化（逮捕、起訴後勾留、保釈条件特に「罪証隠滅の恐れ」）
- \* 任意捜査における任意性の保障（録音機の持ち込み、弁護士の同席など）

### 「Xと新捜査手法の衡平」のため

- \* 供述調書を証拠に使えない原則（例外規定は厳格に）
- \* 新捜査手法の法制化（DNA型鑑定とデータの逮捕時採取とデータベース化、通信傍受の拡充、秘匿した監視機器による会話傍受、潜入捜査・CDの拡充など）
- \* 司法取引、刑事免責制度の導入

### 「当事者の武器の衡平」のため

- \* 被疑者国選弁護の拡大
- \* 弁護士の取調べ立合い
- \* 証拠開示の徹底（早期のリスト開示など）
- \* 法廷供述の真実性を確保する措置（被告人の証人適格など）